

在外教育施設プレ派遣教師選考実施要項

初 等 中 等 教 育 局 長 決 定
制 定 平 成 3 0 年 3 月 6 日
改 正 平 成 3 0 年 3 月 1 9 日
改 正 平 成 3 0 年 1 0 月 1 6 日
改 正 平 成 3 1 年 3 月 1 3 日
改 正 令 和 3 年 4 月 1 5 日
改 正 令 和 5 年 4 月 1 8 日
改 正 令 和 7 年 4 月 1 1 日

1 趣 旨

この要項は、在外教育施設へのプレ派遣教師の派遣に関する規則（平成30年2月1日文科
科学大臣決定）第5条第2項の規定に基づき、在外教育施設に派遣されるプレ派遣教師の選考
の方法について定めるものとする。

2 派遣教師の資格

プレ派遣教師は、次の（1）から（4）の全てに該当している者でなければならない。

- （1）派遣される年度の前年度の3月31日までに、小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通
免許状を取得している者であること。
- （2）原則として、国内における小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若し
くは特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「義務教育諸学校」という。）の講師等と
しての勤務経験又は民間教育機関における義務教育段階の児童生徒に対する集団指導経験が
概ね1年以上あること。
- （3）応募時の年齢が概ね29歳以下であること。
- （4）心身ともに健康であり、長期間の海外生活に耐えることができる者であること。

3 プレ派遣教師の欠格事項

次の各事項の一に該当する者は、プレ派遣教師の選考を受けることはできない。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるま
での者
- （2）小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状を有しない者（派遣される年度の前年度
の3月31日までに当該免許状を取得見込みである者を除く。）
- （3）「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）に
基づく懲戒処分等を受けたことがある者

4 プレ派遣教師への応募手続き

プレ派遣教師に応募する者は、別に定める期日までに次に掲げる別に定める様式の書類を文
部科学省総合教育政策局長に提出する。

- （1）在外教育施設プレ派遣教師志願書
- （2）在外教育施設プレ派遣教師選考調査票

(3) 推薦書

- ① 現在義務教育諸学校等の講師等である者、又は民間教育機関において集団指導を担っている者にあつては、現在の所属機関の長からの推薦書
- ② 義務教育諸学校等において講師等経験のある者、又は民間教育機関において集団指導を担った経験のある者にあつては、直近に所属していた機関の長からの推薦書
- ③ 上記のいずれにも属さない場合、可能であれば、小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状を取得する際教育実習を行った学校の現在の学校長からの推薦書

(4) 在外教育施設プレ派遣教師選考小論文

5 プレ派遣教師の選考

選考は、書類審査、面接及びその他必要な審査により行う。

6 プレ派遣教師の決定

(1) プレ派遣教師候補者の決定

文部科学省は、上記5に定める選考を受けた者の中から、その結果に基づきプレ派遣教師候補者（以下「候補者」という。）を決定し、プレ派遣教師候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に記載する。

候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

(2) プレ派遣教師の内定及び決定

- ① 文部科学省は、候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、プレ派遣教師内定者を決定し、本人に通知するものとする。
- ② 文部科学省は、上記①でプレ派遣教師内定者として決定した者を対象に、総合教育政策局長が別に定める派遣前研修を行う。
- ③ 文部科学省は、上記②の研修を修了したプレ派遣教師内定者の中からプレ派遣教師を決定し、本人に通知するものとする。

7 その他

- (1) 文部科学省は、プレ派遣教師を決定した後、特別の事情が生じた場合は、上記6に定める手続き全てによることなく、総合教育政策局長がプレ派遣教師として適当と認める者をプレ派遣教師として決定することができるものとする。
- (2) 文部科学省は、上記5に定める選考を受けた者について、プレ派遣教師として適当と認められない事情が生じた場合、総合教育政策局長が上記6の定めによるプレ派遣教師の決定を取り消すことができるものとする。

附 則

この決定は、平成30年3月6日から実施する。

附 則

この決定は、平成30年3月19日から実施する。

附 則

この決定は、平成30年10月16日から実施する。

附 則

この決定は、平成 31 年 3 月 13 日から実施する。

附則

この決定は、令和 3 年 4 月 15 日から実施する。

附 則

この決定は、令和 5 年 4 月 18 日から実施する。

附 則

この決定は、令和 7 年 4 月 11 日から実施する。